

○役員手当規則

(目 的)

第1条 この規則は、山形県司法書士会会則第31条第2項の規定に基づき、役員手当の支給に関し、その適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則を適用する役員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事

(役員手当の額)

第3条 役員手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額5万円以内
- (2) 副会長 月額3万円以内
- (3) 常任理事 月額2万円以内

(役員手当の支給)

第4条 役員手当は、役員が就任してから退任するまでの期間、3ヶ月分を一回として支給する。ただし、役員がその職務を休職した期間が1月を超えた場合には、復職するまでの間、役員手当の支給を停止するものとする。

(規則の改正)

第5条 この規則の改正又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則の改正は、平成29年5月20日（総会承認の日）から効力を生ずる。